

○愛知淑徳大学食健康科学部所属学科変更規程

(趣旨)

第1条 この規程は愛知淑徳大学学則第27条第2項および愛知淑徳大学食健康科学部規程第9条第2項の規定に基づき、食健康科学部における所属学科の変更(以下、「転学科」という。)について必要な事項を定める。

(在学の原則)

第2条 学生は、在学期間を通じて同一の学科に属することを原則とする。ただし、学長の許可があった場合、1回に限り転学科することができる。

(志願)

第3条 転学科を志願する学生(以下、「志願者」という。)は、学部長の定める期間内に、所属学科変更願書に必要な書類を添え、所属する学科の主任を経て学部長に提出しなければならない。ただし、健康栄養学科への志願は、二年次への志願に限る。

(審査選考)

第4条 学部長は、所属学科変更願書を受理したときは、転学科志願先の学科に次の事項についての審査および調査を行わせ、その結果の報告を求めるものとする。

(1) 転学科による学生の受け入れに伴う当該学科の教育計画への支障の有無

(2) 当該志願者の転学科に関する適性

(3) 当該志願者の転学科を認める場合の転学科後の学科(以下、「新所属学科」という。)に在学すべき年数

(4) 当該志願者の転学科を認める場合の既修得単位の取り扱い

(上申)

第5条 学部長は、前条の報告に基づき当該志願者の転学科の可否について教授会において審議し、その結果を学長に上申する。

2 転学科を許可されなかった学生は、引き続き従前の学科に所属する。

(辞退の禁止)

第6条 転学科を許可された学生は、転学科を辞退することができない。

(修業年限等)

第7条 転学科した学生の修業年数は、転学科前に所属した学科(以下、「前所属学科」

という。)における在学年数に新所属学科において在学すべき年数を加えた年数とする。ただし、入学時から通算して8年を超えて在学することはできない。

(単位の取り扱い)

第8条 転学科した学生の、既修得の専門教育科目、全学共通履修科目、学部認定科目等のうち、転学科の選考に際して新所属学科の単位として認められた単位は、個別認定もしくは区分変更認定等とする。

(学納金)

第9条 転学科した学生は、新所属学科に係る学納金を納入しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、食健康科学部教授会の議を経て、学部長の上申により学長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。